

長久手市消防施設等に関する設置基準

(趣旨)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第32条及び長久手市美しいまちづくり条例開発協議指導細則第24条に関する消防施設等の設置基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防水利 防火水槽、消火栓、プール及び採水口とする。
- (2) 消防活動用空地（以下「空地」という。） 火災等の災害時に消防車両が活動するために必要なスペースをいう。
- (3) 消防車両進入路（以下「進入路」という。） 消防車両が敷地内に進入するための入口及び空地にいたるまでの車路をいう。

(消防水利の設置)

第3条 開発事業における消防水利は、次の各号の一に該当するものに設置するものとする。ただし、既存の消防水利（既設の消防水利のうち私設の消防水利を除く。）からの水平距離が120メートル（近隣商業地域、商業地域、工業地域及び工業専用地域内にあっては100メートル）以内に当該開発事業の全区域が含まれる場合（地上11階以上又は地上31メートルを超える建築物又は工作物を除く。）又は自己用の専用住宅の建設については、この限りでない。

- (1) 開発区域の面積が3,000平方メートル以上の開発行為
- (2) 地階を除く階数が5以上で延べ面積6,000平方メートル以上のもののうち、消防法施行令（昭和63年政令第37号。以下「令」という。）別表第1に掲げる防火対象物
- (3) 地階を除く階数が7以上のもののうち令別表第1に掲げる防火対象物
- (4) 地階の床面積の合計が700平方メートル以上のもののうち令別表第1に掲げる防火対象物
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第120号）第86条に定める総合的設計による一団地内の建築物
- (6) その他周辺の水利、市街地状況を考慮して市長が必要と認めたもの

(消防水利の基準)

第4条 消防水利は、取水可能な消防水利を支点とする水平距離が120メートル

(近隣商業地域、商業地域、工業地域及び工業専用地域内にあっては100メートル)の範囲内に開発事業の全区域が存するように設置する。

(防火水槽の構造)

第5条 防火水槽の構造は、次に定めるとおりとし、一般財団法人日本消防設備安全センターの認定を受けたもの又はそれと同等以上のものとする。

- (1) 原則として、地下式で有蓋とし、常時貯水量40立方メートル以上とする。
- (2) 防火水槽から2箇所同時に吸水ができる構造とする。
- (3) 耐震性及び水密性を有する構造とする。
- (4) 防火水槽には、別図1の標識を消火活動、車両通行等の支障とならない場所に設置する。

(消火栓の基準)

第6条 消火栓の基準は、次に定めるものとする。

- (1) 地下式として道路上に設置し、65ミリメートルの口径を有するもの
 - (2) 直径150ミリメートル以上の水道配管に取り付ける。ただし、管網の一辺が180メートル以下に配管されているときは、100ミリメートル以上とすることができる。
- 2 既存の水道管の使用については、水道管理者との協議内容を遵守する。
- 3 消火栓には、別図2の標識又は標示を設置する。

(プールの基準)

第7条 プールの基準は、次に定めるものとする。

- (1) 原則として、常時貯水量が40立方メートル以上、かつ消防ポンプ自動車2台が容易に採水口に部署できるもの。ただし、直接吸管による取水が可能な場合には、消防隊が容易に進入することができる消防隊進入口を1箇所以上設けるものとする。
- (2) 消防隊進入口の扉等には、別図3の標識を設ける。

(採水口の基準)

第8条 採水口の基準は、次に定めるものとする。

- (1) 原則として、単口型を2口以上(100立方メートル水槽の場合は4口)設けること。
- (2) 取り付け高さは、原則として地盤面から結合部の中心まで0.5メートル以上1.0メートル以下とすること。
- (3) 採水口相互間は50センチ程度離すこと。
- (4) 材質は、SUS304TPDステンレス鋼鋼管に適合するもの又はこれと同

等以上のものとする。こととし、結合部は呼び径75ミリメートルのめねじとし、JIS B 9912（消防用ねじ式結合金具の結合部の種類及び寸法）に適合すること。

(5) 覆冠を設け、面板等に「採水口」と標示すること。

(6) 吸水管は、次によること。

ア 採水口1口ごとの単独配管（口径100ミリメートル以上）とすること。

イ 消防ポンプ車を使用して、毎分1立方メートル以上の取水ができるように設計すること。

ウ 吸水口は、集水ピット内とし、集水ピット床面より20センチ程度離すとともに、吸水口相互間は50センチ以上離すこと。

エ 材質は、SUS304TPDステンレス鋼鋼管、JWWAK144（日本水道協会規格品）又はPWA001（建築設備用ポリエチレンパイプシステム研究会規格品）に定める水道配水用ポリエチレン管（PE）とし、PE継手についてはJWWAK145又は、PWA002（同規格品）のうちEF継手のものを使用する。なお、PEは屋外の露出部分に使用しないこと。

オ 配管は必要に応じた腐食を防止するための措置を施すこと。

（空地及び進入路の設置）

第9条 防火対象物で、地階を除く階数が4以上の建築物には、空地及び進入路を確保する。なお、地盤面からの高さが3.1メートルを超える建築物又は地階を除く階数が1.1以上のものは、原則として敷地内に空地を設ける。

（空地の基準）

第10条 空地は、次に定める基準とする。

(1) 原則として、建築基準法施行令第126条の6の規定により設けられた非常用進入口（代替開口部を含む。）に有効に架梯できる位置に設ける。幅6メートル以上、長さ12メートル以上を標準とし、別図4-1又は別図4-2のとおり確保及び表示する。

(2) 設置間隔は、その階の各部分から1の空地に面する非常用進入口（代替開口部を含む。）までの水平距離が40メートル以下となる位置とする。

(3) 空地と建築物との間隔（以下「保有空地」という。）は、原則として5メートル以下とする。

(4) 保有空地及び空地の上空には、はしご自動車等の伸てい活動等に支障となる障害物を設けない。

(5) 総重量22トン以上のはしご自動車等の重量に耐えられる構造とする。

(6) 勾配は、縦横断5パーセント以下とする。

- (7) 駐車禁止とする。
- (8) 空地の地下には、ガス管、水道管等の工作物を埋設しないこと。
- (9) 別図 5 の標識を見やすい箇所に設置する。

2 バルコニー又はベランダ等が道路に面する壁面に存する場合で、前項第 1 号から第 7 号までの基準を満たすものである場合、道路を空地とみなすことができる。

(進入路の基準)

第 11 条 敷地内に空地を設置することが必要な場合、進入路の構造基準は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 公道から空地までは、はしご自動車等が容易に進入することができる進入路を設ける。
- (2) 進入路の有効幅員は、4メートル以上であること。
- (3) 進入路の屈曲又は交差部分には、幅員に応じたすみ切りを設けること。
- (4) 周辺部分には、はしご自動車等の運行、操作等の障害となる門、塀、電柱等が配置されないようにする。
- (5) 総重量 22 トン以上のはしご自動車等の走行に耐えられる構造とする。
- (6) 勾配は、縦横 8 パーセント以下とする。
- (7) 駐車禁止とする。
- (8) 消防車進入口には、くぐり等を設けないこと。やむを得ずくぐり等を設ける場合は、その直下の地盤面から 4メートル以上の高さを確保すること。

(協議)

第 12 条 この基準に定める消防施設等の設置について、消防活動が有効に行うことができるよう、尾三消防本部長久手消防署と協議する。

(消防水利の引継ぎ)

第 13 条 開発等事業に伴い設置される消防水利のうち、次に該当するものは、市は引継ぎを受けないものとする。

- (1) 利水に供する用地として分筆されていないもの
- (2) 消防水利として市が管理することが不適當なもの

(委任)

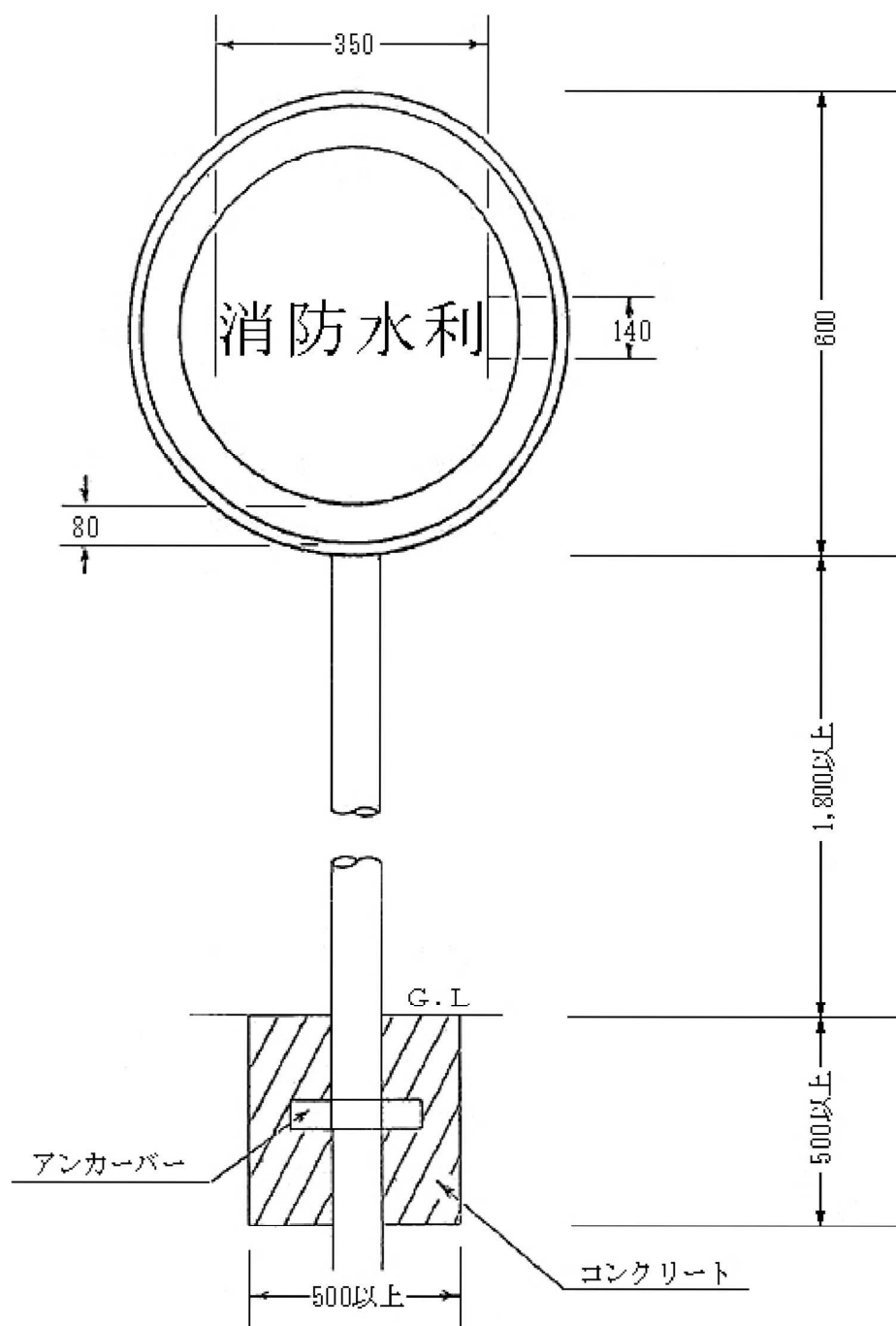
第 13 条 この基準に定めるもののほか、この基準の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、令和 5 年 12 月 4 日から施行する。

別図1（第5条関係）

単位：ミリメートル



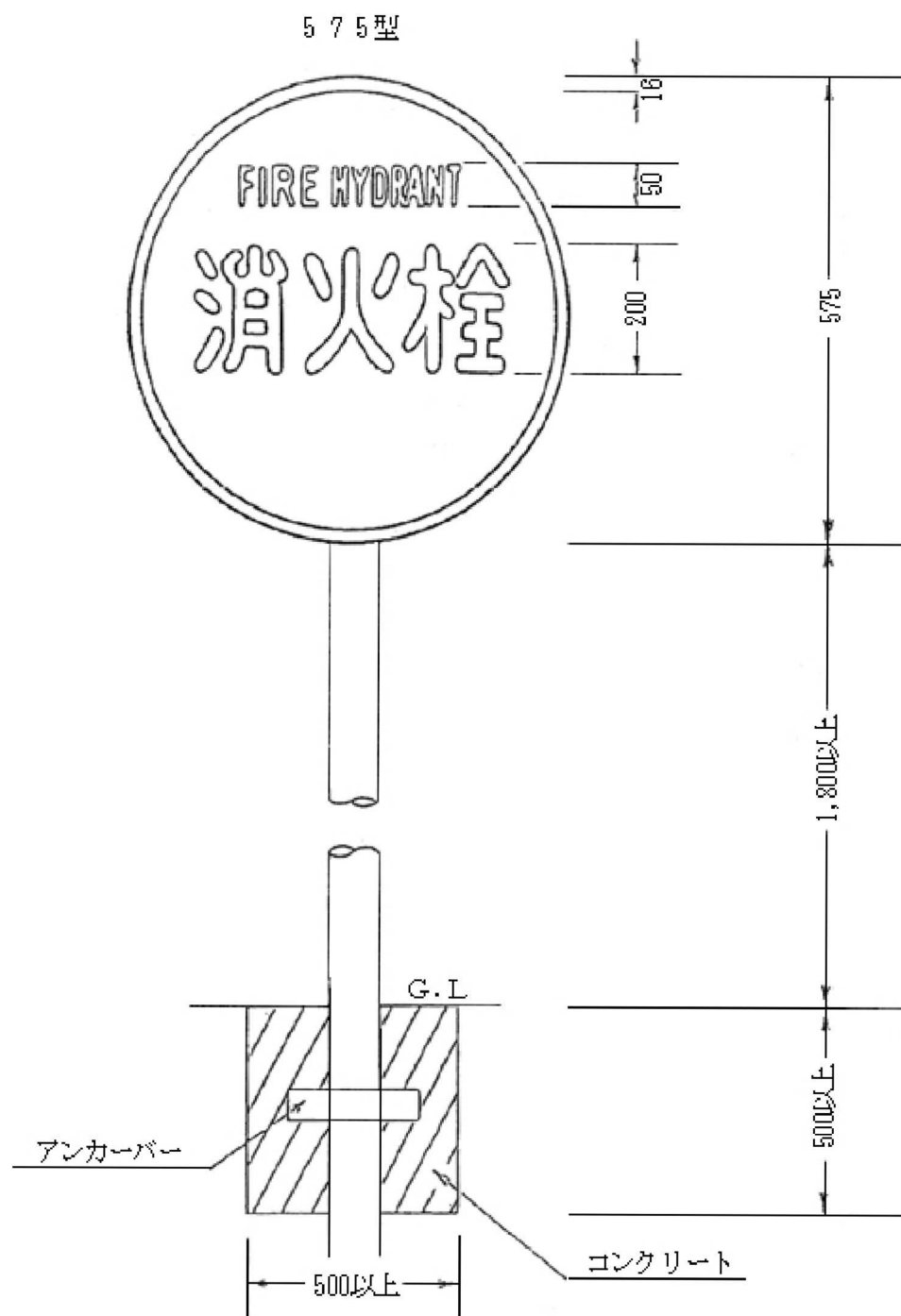
備考

- 1 色彩は、文字及び縁を白色・枠を赤色・地を青色とし、原則として反射塗料を用いるものとする。
- 2 標示板を図示の取付け方によって取り付けることが著しく困難又は不適當であるときは、他の方法によることができる。

別図 2（第 6 条関係）

単位：ミリメートル

標識



備考

- 1 色彩は、文字及び縁は、白色・地を赤色とする。

標示

1 路面標示方法

所在が明確に識別できるように消火栓枠の外側を黄色塗装すること。（路面標示の規格は下記のとおり）

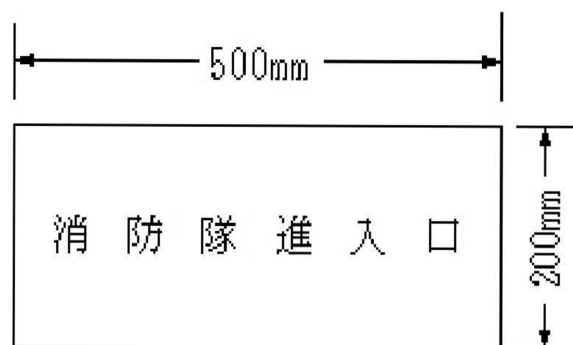
色：黄色

明示幅：150ミリ以上

明示厚み：1.5ミリ以上

別図3（第7条関係）

単位：ミリメートル



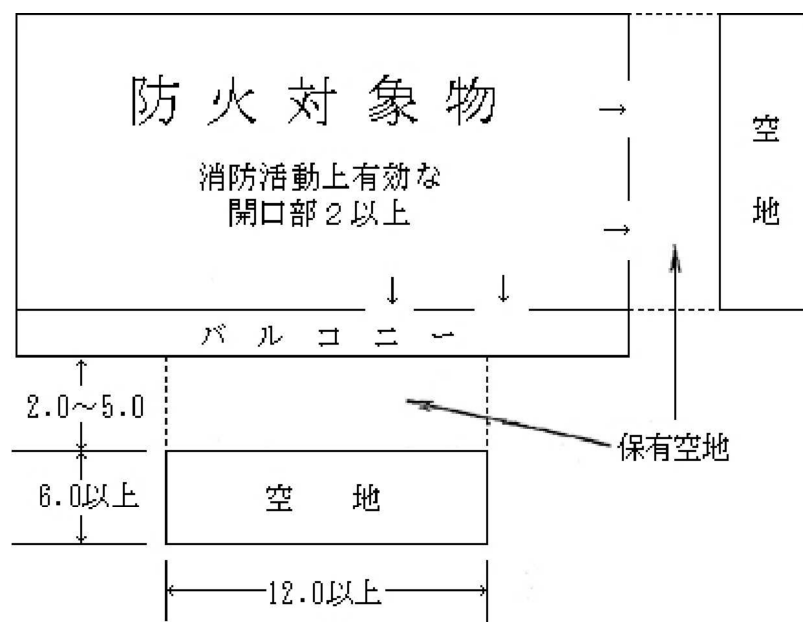
備考

- 1 色彩は、赤字に白文字とする。

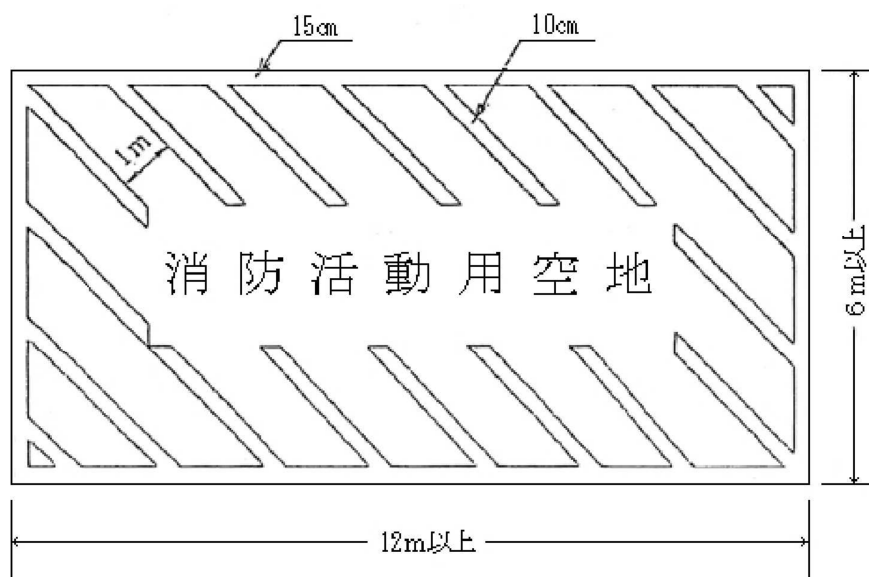
別図 4－1（第 10 条関係）

単位：ミリメートル

1 消防活動用空地の位置



2 消防活動用空地の表示の標準図



備考

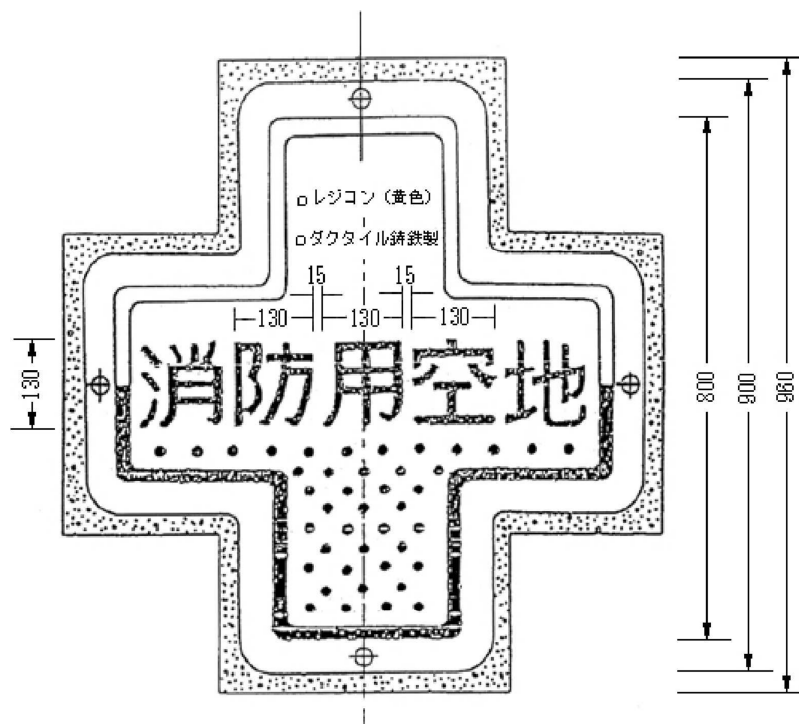
- 1 周囲の区画、斜線及び「消防活動用空地」は、黄色塗料で表示すること。

別図4-2（その1）（第10条関係）

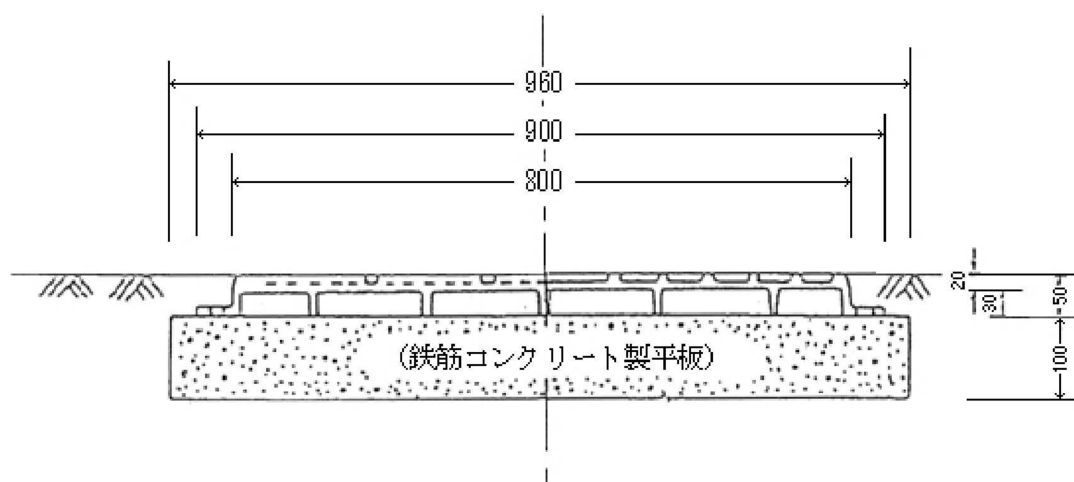
消防活動用空地表示の標準図

単位：ミリメートル

1 組立平面図



2 組立断面図

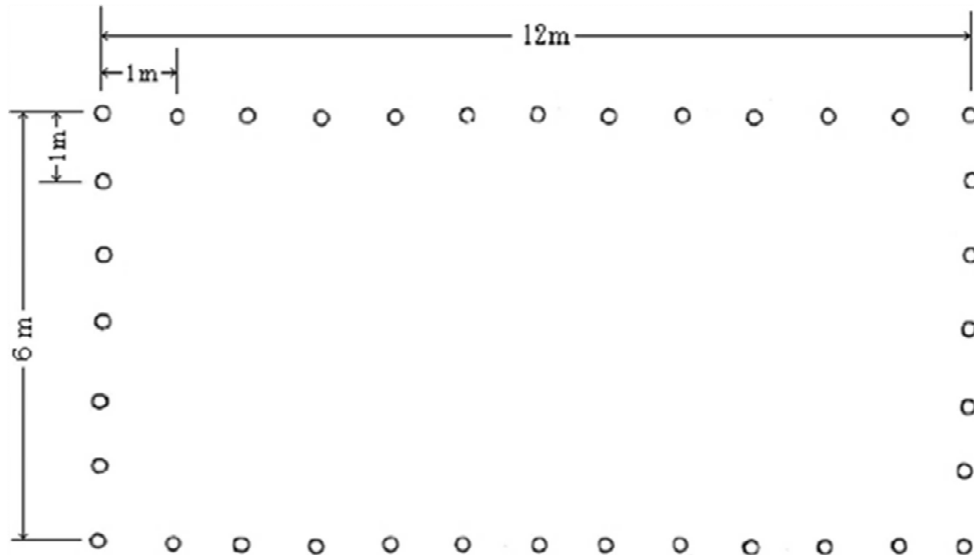


別図4-2（その2）（第10条関係）

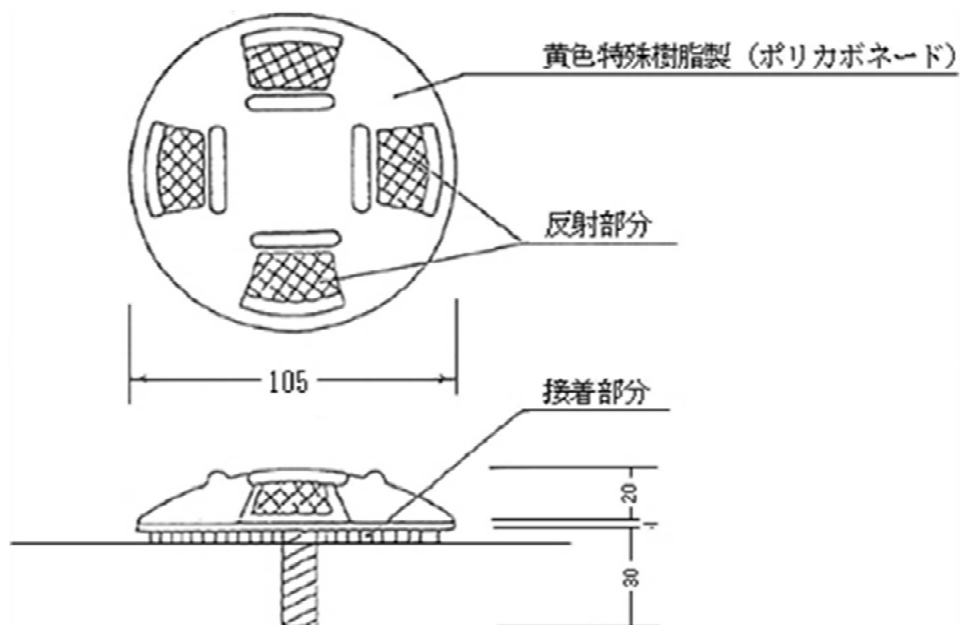
消防活動用空地表示の標準図

単位：ミリメートル

1 配置図



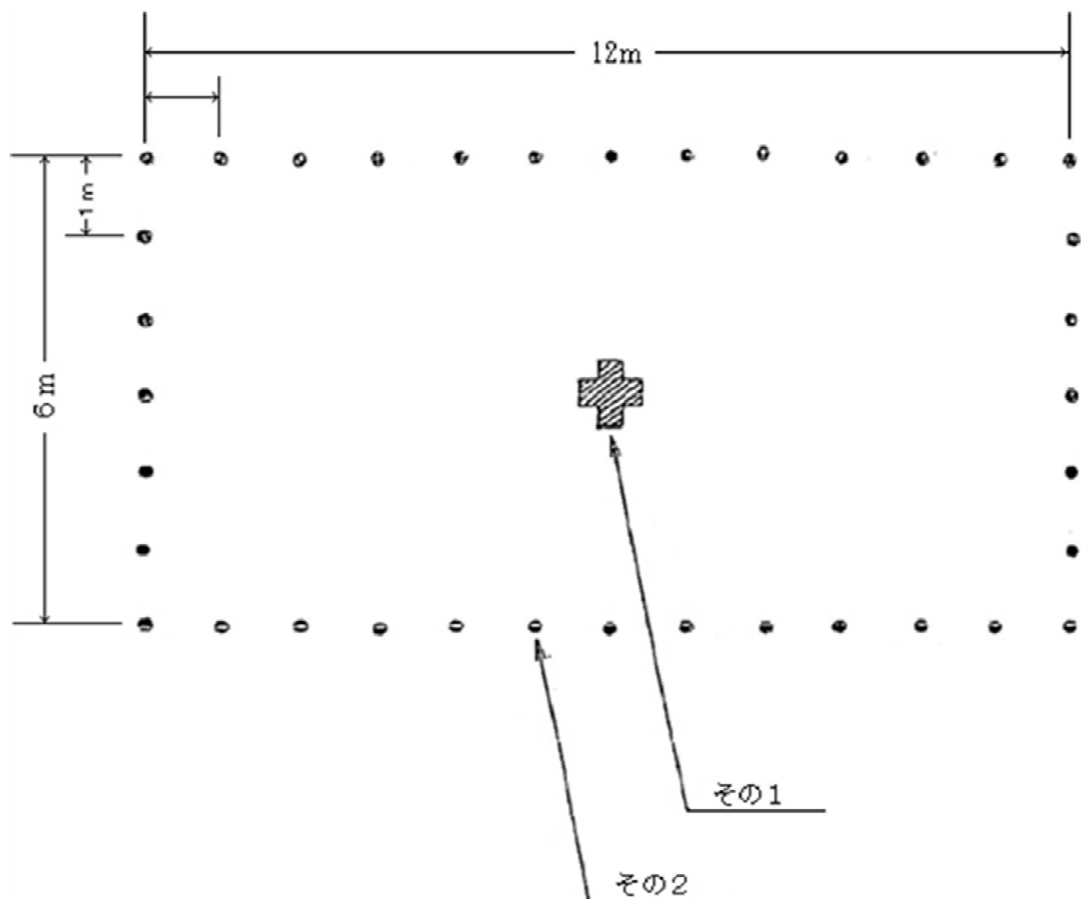
2 構造図



別図4-2（その3）（第10条関係）

消防活動用空地表示の標準図

単位：ミリメートル

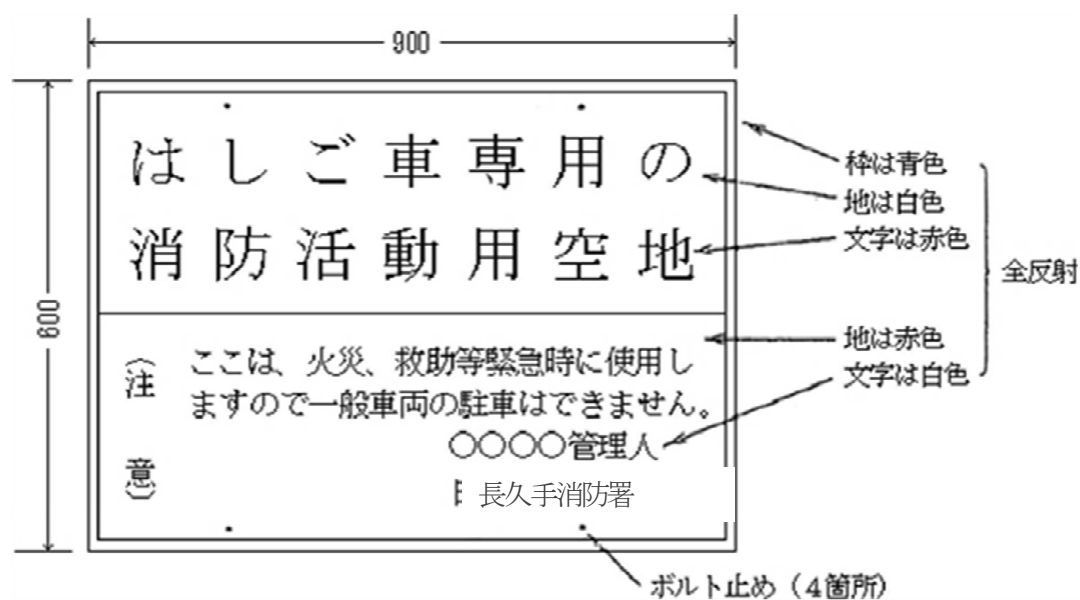


別図 5（第 10 条関係）

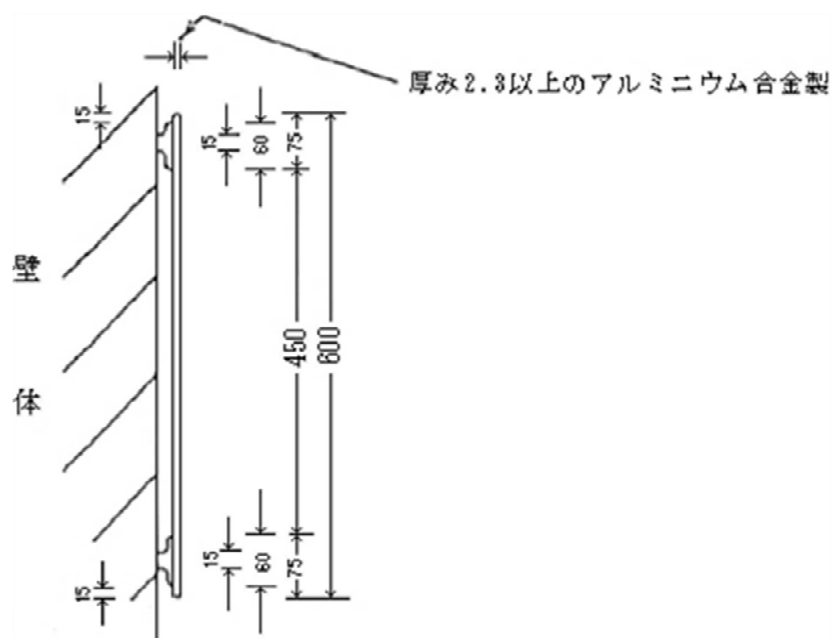
消防活動用空地の標識

単位：ミリメートル

1 標識版



2 壁体取付型



3 支柱取付型（支柱 2 本による取付、詳細図省略）